

V 公益財団法人東京都環境公社の経営管理について

1 環境公社の中長期計画

(1) 東京都環境公社 2030 ビジョン及び同アクションプラン

ア 概要

環境公社は、持続可能な社会の実現に向けて、公社が目指す社会像と自らがありたい姿、そしてその実現に向けた、環境分野のフロントランナーとしての事業活動と取組の方向性を示すビジョンとして、令和6年6月に東京都環境公社 2030 ビジョン（以下「2030 ビジョン」という。）を策定した。

図B-5-1 東京都環境公社 2030 ビジョンの概要



また、2030 ビジョンの実行計画に当たるものとして、東京都環境公社アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）を策定している。アクションプランは、2030 ビジョンで定めた事業戦略及びサステナビリティ戦略の具体的な取組を示しており、プランで示した取組については、社会や都の環境施策の動向等も踏まえつつ、継続的にPDCAサイクルによる見直しを図りながら推進していくとしている。

イ 監査の結果

2030 ビジョン及びアクションプランについて、有効性及び経済性の観点から、環境公社の中長期的な計画として適切な目標設定がなされ、PDCAサイクルによる管理運用がなされているか担当者へヒアリングを実施した。

担当者によると、2030 ビジョン及びアクションプランは、政策目標達成のため

めに行う取組の方向性を示したものであり、ビジョン及びアクションプラン自体について目標管理を行う形式にはなっていないとのことであった。

また、2030 ビジョン及びアクションプランでは、都の環境基本計画の目標のうち、公社が寄与していく「都施策の目標」と公社が独自に設定した「公社の戦略の目標」が混在しているが、この点について、公社としては環境局からの委託事業や補助事業に依存する部分もあり、公社独自の戦略目標を定量的に設定はしていないとのことであった。

表B-5-1 2030 ビジョンにおける目標設定の例

図B-5-2 アクションプランにおける目標設定の例

【例1：2030 ビジョン（事業戦略1）】

事業戦略	1 エネルギーの脱炭素化
方針	利用者目線に立った質の高い助成金手続きの実現を目指すとともに、省エネ手法や再エネ調達の知識・ノウハウと幅広い広報力の発揮により、都民・事業者の脱炭素化の取組を強力に後押しする。
本戦略に関連する都施策の主な2030年目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内温室効果ガス排出量（2000年比） 50%削減</li> <li>・都内エネルギー消費量（2000年比） 50%削減</li> <li>・再生可能エネルギー電力利用割合 50%程度</li> </ul>

【例1：アクションプラン（エネルギーの脱炭素化）】

主な取組	2025年	2027年
① 助成金手続PRの推進	利便性向上に繋がる助成手続のデジタル化の強化	
	データ収集・分析力の向上による企画立案の推進	
	BPR推進体制の強化 ・外部委託の効果的な活用 ・DX推進体制の整備・DX人材の育成	
② ニーズに応じた多様な省エネ対策メニューの展開	省エネデジタル診断ツール「省エネ診断ナビ」の機能向上（ニーズに応じたシステム改修）	
	デジタルサービスを活用したリモート省エネ診断の取組	リモート省エネ診断の実施（銀行検証を踏まえた取組）

【例2：2030 ビジョン（事業戦略6）】

事業戦略	6 都環境施策の実効性を高める総合的な調査・研究の推進
方針	これまでの調査・研究の成果を踏まえ、脱炭素社会の実現や生物生態系保全、気候変動適応の取組・発信を展開するとともに、将来の環境科学研究所のあるべき姿を示し、その具現化に組織を挙げて取り組んでいく。
本戦略の2030年目標	・気候変動による都民・事業者等への影響の緩和・回避や、新たな生物多様性に関する調査研究を、DX、GXなどの技術や視点を取り入れながら推進

【例2：アクションプラン（都環境施策の実効性を高める総合的な調査・研究の推進）】

主な取組	2025年	2027年
① 新たな分野の調査研究の展開・総合的調査研究の実施などによる研究力向上、人材育成、DXを活用した成果発信の推進	バイオ系資源の循環利用や未規制化学物質など新たな分野の調査・研究の強化・拡充	
② 公社内連携型プロジェクト研究（東京グリーンビジネス推進に関するプロジェクト研究）の実施	GHG削減や生物多様性評価に係る総合的調査研究の実施 （脱炭素化に向けた中小規模事業者対策の調査研究、フロン排出源対策実効性評価のための都内多地点モニタリング、環境DNA等を用いた生物多様性に関する研究等を実施）	
	施設再整備に向けた都の基本調査の実施への協力	
	公社内連携型プロジェクト研究の実施 （安全地域における緑地の評価に関する研究、東京都圏における生態系サービス分布の可視化推進と予測）	
	中間報告	事後報告・成果発信
	中間報告	
		プロジェクト研究の実施（新規又は後継研究立案等）

2030 ビジョン、アクションプランより監査人抜粋

（意見5-1）東京都環境公社2030 ビジョン及び同アクションプランについて環境公社が策定している東京都環境公社2030 ビジョン及び同アクションプランは、政策目標達成のために行う取組の方向性を示すものであり、ビジョン及びアクションプラン自体について目標管理を行う形式にはなっていない。

また、2030 ビジョン及びアクションプランでは、都の環境基本計画の目標のうち、公社が寄与していく「都施策の目標」と公社が独自に設定した「公社の戦略の目標」が混在している。

この点について、公社としては、都からの委託事業や補助事業に依存する部分もあり、公社独自の戦略目標を定量的には設定していない。

公社の事業において都からの委託事業や補助事業が大半を占めることは確かである。しかし、政策連携団体として都とともに目標を達成するという意識を持つことが重要であり、各戦略については都と連携して公社としての目標を設定

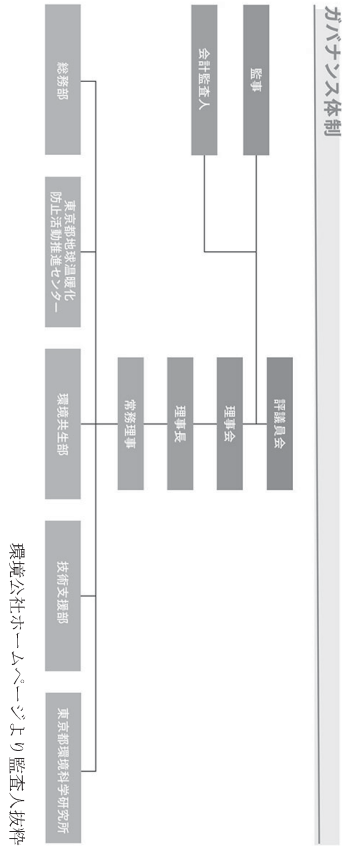
することが、中長期的な目標管理の上で望ましく、事業の実施主体ならではの目標、例えばDX、BPR、サステナビリティ戦略に関連する自主的な取組などの目標が考えられる。事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するというPDCAサイクルを適切に運用するためには、可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要である。

したがって、東京都環境公社2030 ビジョン及び同アクションプランに掲げる各戦略の目標について、都と調整の上、可能な限り明確かつ定量的な目標・指標を設定した上で定期的に評価することを検討されたい。

**2 環境公社の事務執行**  
**(1) リスク管理とガバナンス体制**  
**ア 概要**

環境公社の組織図（ガバナンス体制）は、以下のとおりである。

図 B-5-3 会社の組織図（ガバナンス体制）



公社の組織上、ガバナンスの責任者として監事が置かれている。監事の職務及び権限は定款第 30 条に定められており、「監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する」、「監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。」とされている。現在、監事は 2 名であり、いずれも非常勤となっている。

また、公益法人では原則として会計監査人を置くことが定められており（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 12 号ただし書き、同法施行令第 6 条）、公社では会計監査人を設置し、監査法人による外部監査を受けている。

さらに、公社の財務規程では、以下のとおり内部監査の実施が定められている。

**(内部監査の実施)**  
 第 88 条 事業の合理的、能率的執行を確保、会計事務の適正を図るため、内部監査を行うものとする。  
 (内部監査に必要な事項)  
 第 89 条 内部監査に必要な事項は、理事長が別に定める。

**1 監査の結果**

環境公社では、財務規程第 88 条において内部監査の実施が定められているが、現状、内部監査部署の設置を含め、財務規程に基づく内部監査の実施体制が構築されていないため、内部監査の実施状況について担当者へのヒアリングを実施した。

担当者によると、会計監査人による会計監査のほか、会計監査の実施時における総理担当者の同行による業務の点検、契約事務や支払事務の実施部署とは異なる部署による相互チェックなどを適切に行っているとのことであった。

(指摘 5-1) 財務規程に基づく内部監査の実施について

環境公社では、財務規程第 88 条において内部監査の実施が定められており、担当者によると、会計監査人による会計監査のほか、会計監査の実施時における総理担当者の同行による業務の点検、契約事務や支払事務の実施部署とは異なる部署による相互チェックなどを行っているとのことである。

しかし、会計監査人による会計監査は外部監査であり、その他の取組も通常の内部統制というべきものであるため、財務規程第 88 条に基づく内部監査が行われていると評価することは難しい。

法人におけるリスク管理・ガバナンス体制においては、各担当者・各部署とは独立した立場で業務の適正性を点検する内部監査は、業務上のリスク低減と不祥事の防止にとどまらず、業務の有効性・効率性の向上や経営目標の達成にも寄与するものである。

したがって、財務規程第 88 条に基づく内部監査の実施について、体制及び必要な事項を早急に整備されたい。

**(2) 固定資産管理**

**ア 概要**

環境公社の固定資産管理については、財務規程の第 62 条、第 65 条、第 69 条において以下のとおり規定されている。また、異動報告及び用途廃止（第 67 条）、廃棄（第 74 条）等も規定されているが、固定資産の実態に関して規定する条項はない。

第 62 条 固定資産を買い入れ、交換し、又は無償で譲り受けようとする場合において、当該固定資産について、物件又は将来の義務の排除を要すると認めるときは、これに関して必要な措置を講じ、支障なく所得の目的に供し得るようにしなければならない。